# りそなゴールド《セゾン》ビジネスETC規約

# ETC カード規約

## 第1条(本規約の趣旨)

本規約は、ETCカードの発行および利用について定めたものです。ETCカードの利用者(以下「会員・使用者」という)は、本規約を承認し、道路事業者が 別途定めるETCシステム利用規程および関係法令を合わせ遵守してETC カードを利用するものとします。

# 第2条(定義)

本規約における次の用語は、以下のとおりの定義で用います。

(1) 「ETCカード」とは、道路事業者が運営するETCシステムにおいて利用 される通行料金支払いのための専用カードをいいます。

- (2)「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式 会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速 道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社ま たは都道府県もしくは市町村である道路管理者のうちりそなカード株式 会社(以下「当社」という)の提携カード会社(以下「提携会社」という。 また当社と提携会社を併せて以下「両社」という)がクレジットカード決 済契約を締結した者をいいます。
- (3) 「ETCシステム」とは、道路事業者の定める料金所においてETC利用者がETCカードおよび車載器、ならびに道路事業者の路側システムを
- 利用して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。 (4)「車載器」とは、ETC利用者がETCシステム利用のため車輌に設置す る通信を行うための装置をいいます。
- (5) 「路側システム」とは、道路事業者の定める料金所のETC車線に設置 され、ETC利用者の車載器と無線の方法により必要情報を授受する 装置をいいます。
- (6) 「通行料金」とは、道路事業者が道路の通行または利用について徴収 する料金をいいます。

#### 第3条(ETCカードの発行・管理責任)

- (1)当社は、当社が提携会社と別途締結したETC間接発行業務委託契 約に基づきETCカードを発行します。
- (2) 当社は、当社が発行するりそなゴールド《セゾン》ビジネス(以下、「指定カード」という) 会員のうち、本規約を承認のうえ当社の定める方法でETCカードの発行の申込みを行った法人、個人事業主または非法人た る団体(以下まとめて「法人」という)で、当社が適格と認めた法人を法 人会員(以下「会員」という)とし、当該会員が指定カードに追加して ETCカードを発行します。契約は当社が承諾した日に成立するものとし ます。
- (3) ETCカードは、当社が所有権を有し、当社は、会員・使用者に対して ETCカードを貸与します。会員・使用者は、善良なる管理者の注意を もってETCカードを管理するものとします。会員・使用者はETCカードを 第三者に貸出し、預託、譲渡、質入れその他担保利用などはできません。
- (4)前項に違反し、第三者によるETCカードの使用が発生したことによる損 害は、会員・使用者が負担します。

# 第4条(ETCカードの利用方法)

- (1)会員・使用者は、道路事業者の定める料金所において、ETCカードを挿 入した車載器を介し路側システムと無線で必要情報を授受し、通行料 金の支払いの通行ができます。
- (2)会員・使用者は、道路事業者の定める料金所においてETCカードを提 示して通行料金の支払いができます。

# 第5条(ETCカードの利用代金の支払方法および利用可能枠)

- (1)当社は、ETCカードの利用により発生した通行料金等を、指定カードの 利用代金と合算して請求し、会員は、これを支払うものとします。 (2)指定カードによるETCカード利用代金の支払方法は1回払いとなりま
- す。 (3) 当社は、道路事業者の請求データに基づき会員に対してETCカード利用代金を請求します。会員は、道路事業者の請求データに疑義がある 義務は免れません。
- (4)会員・使用者は、指定カードの利用可能枠の範囲内でETCカードを利 用することができます。指定カードの利用可能枠を超えて会員・使用者 がETCカードを利用した場合、会員は当然にその支払いの責を負うもの とします。

#### 第6条(ETCカードの解約・利用・貸与の停止など)

- (1)会員・使用者は、当社に対して所定の書類による届出を行うことにより、 いつでもETCカードを解約することができます。
- (2)指定カードを解約または資格喪失した場合、ETCカードも同時に解約さ
- (2) 指足が一でを呼ばるたは真相な人のたっている。このは、 れ、会員・使用者の資格を喪失するものとします。 (3) 会員・使用者が本規約もしくは指定カードの会員規約に違反した場合、 またはETCカードもしくは指定カード等(指定カードその他当社発行のクレジットカードをいいます。以下同じ)の利用状況が不適切な場合、その 他当社が会員・使用者として不適切と認めた場合は、当社は、会員・使 用者に通知もしくは催告することなくETCカードまたは指定カード等の 利用停止、返却その他の指定カード等の会員規約の会員資格喪失規 定に定める措置をとることができるものとします。
- (4)事務手続きの都合その他の事由により、ETCカードを解約または会員 資格を喪失した後で、ETCカード利用による通行料金等の売上が計上 された場合、会員は、当該売上を本規約に基づき当社に支払うものとし ます。

#### 第7条(ETCカードの紛失・盗難等)

- (1)会員・使用者は、ETCカードを紛失し、もしくは盗難にあった場合またはE TCカードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当社に届出るものとし
- (2) ETCカードの紛失・盗難の場合の会員・使用者の責任は、指定カードの 会員規約に定めるカード紛失・盗難時の規定に準じます。
- (3) 会員・使用者がETCカードを車内に放置していたことにより紛失または 盗難になった場合、紛失・盗難について会員に重大な過失があったも のとみなします。

# 第8条(ETCカードの再発行)

ETCカードが、紛失、盗難、汚破損等により利用できなくなった場合、会員・使 用者は当社が定める手続きをおこなうものとし、当社が認めた場合、当社は、 ETCカードを再発行します。この場合、会員は、当社が定める手数料を負担 するものとします。

# 第9条(ETCカードの有効期限)

- (1)ETCカードの有効期限は、当社が指定し、ETCカードの券面に印字します。 (2)前項の有効期限までに特に会員・使用者からの申出がなく、当社が引 続き会員・使用者として認めた方には、新しい有効期限が設定されたE TCカードを送付します。
  - (3)会員は、有効期限内のETCカード利用により発生した通行料金等につ いて、有効期限到来後といえども本規約に基づき支払い義務を負うも のとします。

#### 第10条(年会費)

- (1) 会員は、当社に対し、指定カードの年会費とは別に当社の定めるETC カードの年会費(消費税を含みます。以下同じ)を指定カードの決済口 座を通じて支払うものとします。
- (2)会員が当社に支払った年会費については、理由の如何を問わず返還し ません。

#### 第11条(カード会社の免責)

- (1)両社は、ETCカードのご利用代金の決済に関する事項を除いてETCシ ステムおよび車載器に関するいっさいの紛議の解決および損害賠償 の責任を負いません。
- (2)会員・使用者が、当社および道路事業者等の定める所定の条件を充 足した場合には、ETCカードを第4条に定める利用方法以外の用途に利用(以下「多目的利用」という)することができる場合があります。この 場合において、会員・使用者は、指定カードの会員規約、本規約および 多目的利用のサービスを提供する事業者が定める利用規約等に従っ てETCカードを利用するものとします。両社は、事由の如何を問わず、多 目的利用のサービスに関しては決済の事項を除いていっさいの責任を 負担せず、当該サービスに関連して生じるいっさいの紛議(ETCシステムや車載器に係るものも含む)の解決および損害賠償についても責任 を負わないものとします。

## 第12条(指定カードの規約)

本規約に定められていない事項については、ETCカードについても指定カー ドの会員規約が適用されます。

### 第13条(本規約の変更等の準用)

りそなゴールドセゾン《ビジネス》 規約第20条(本規約の変更等)の規定は、 本規約の変更について準用します。この場合において、りそなゴールド《セゾ ン》ビジネス規約第20条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「りそ なゴールド《セゾン》ビジネスETC規約」と読替えるものとします。

(2025年1月現在)